

# 総合会計 事務所ニュース

2017年3月 No237

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

## 倒産減少の意味するところは？

～アベノミクス効果では決してありません～

今年1月20日に招集された第193回国会における安倍総理の施政方針演説では「…、中小・小規模事業者の倒産は26年ぶりの低水準となり、政権交代前と比べ3割減らすことに成功しました…」と自画自賛でした。

確かに企業倒産は昨年、8446件で数字としてはそうです。しかし、総理の言うとおりに「全国津々浦々で確実に経済の好循環が生まれている」のでしょうか。安倍総理のお膝元の山口で法人税や所得税の確定申告をして、まったくアベノミクスの果実を得たという実感がないどころか、ますます地方の実体経済は悪くなってきているような気がします。

法人の売上は頭打ちでなかなか利益が出ないところが多く、利益と連動しない消費税の負担がずっと重くのしかかっています。個人事業者はさらに深刻で、僅かの所得で国民健康保険料は満額となってしまいます。

気をつけておかないといけないのは、総理の発言はいいとこ取りが上手で「ことの本質」を上手くはぐらかしているところです。問題なのは、休業業や解散の増加です。ぎりぎりまで頑張っただけで倒産するよりは、経営がとことん行き詰まる前に自主廃業を選択する事業者が急速に増えていることです。昨年の数字は2000年以降最多の約3万件を記録しました。この数字は倒産件数の約3.5倍になっています。そうなることにより雇用が失われ、税収も減り、地域経済は「地方創生」どころか「地方消滅」の危機に瀕しているといっても過言ではないでしょう。

なぜ、経営者は資金に余力があるうちに会社をたたむのでしょうか。それは、グローバル経済など不確定要因が多く、今後の経営に良くなる兆しが見えないと判断しているのだと思われます。米国でトランプ大統領が就任したことでますます不安材料が増えます。私どもの関与先からも「この事業は、息子には継がさずに自分の代でおしまいにする。」といった声がちらほら聞こえてきます。選挙ではありませんが、自分の培ってきた、「ジバン（取引先や協力会社）、カンバン（のれんやノウハウ）、カバン（財務体質や銀行との信頼関係）」を後継者にバトンタッチしないという選択肢は苦渋の選択です。

会計事務所は休業業の実務的なお手伝いはしますが、すればするだけ歯の歯が抜けるようにこの業界もシュリンク（縮小）します。記帳代行サービスは10年先、AI（人工知能）技術で80%シュリンクするとの予測もあります。私たち会計事務所業界も、関与先に対して今まで以上の「付加価値業務」をしなければ、休業業しかねません。未来に対する先行投資を真剣に考えないといけないと思う今日この頃です。

代表社員・税理士 金巨 功

### ～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

☆ お知らせ ☆

今月よりしばらくの間、紙面を変更させていただきます。

## 税務カレンダー

### 【3月の税務】

内容	納付/申告期限
28年分所得税の確定申告	申告期限:2月16日から3月15日まで 納期限:3月15日 ※ 口座振替:所得税 4月20日 消費税 4月25日
28年分贈与税の申告	2月1日から3月15日まで
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	3月10日
個人事業者の28年分の消費税・地方消費税の確定申告	3月31日
1月決算法人の確定申告	3月31日
1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(28年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	3月31日
7月決算法人の中間申告	3月31日

### 【4月の税務】

内容	納付/申告期限
軽自動車税の納付	賦課期日 4月1日 納期限 4月中において市町村の条例で定める日
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	4月中において市町村の条例で定める日
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	4月10日
2月決算法人の確定申告	5月1日
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	5月1日
8月決算法人の中間申告	5月1日

